

# 官報

号外 昭和五十年五月二十九日

## 第七十五回 衆議院會議録 第二十四号

昭和五十年五月二十九日(木曜日)

議事日程 第二十一号

昭和五十年五月二十九日

午後二時開議

第一 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

衆議院議員佐藤榮作君に対し、祝意を表する決議をすることとし、決議文は議長に一任するの件(議長発議)

議員請暇の件

日程第一 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

医療法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

優生保護法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

薬事法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

午後二時五十四分開議  
○副議長(秋田大助君) これより會議を開きます。

衆議院議員佐藤榮作君に対し祝意を表する決議の件

○副議長(秋田大助君) 本院議員佐藤榮作君は、昨年十二月十日、ノルウェーのオスロにおいて、一九七四年度ノーベル平和賞を授与されました。(拍手)

つきましては、議院運営委員会の決定により、同君の榮譽をたたえ、祝意を表するため、決議をいたしたいと存じます。決議文は議長に一任せられたいと存じます。(反対)と呼び、その他発言する者あり)これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

決議文を朗読いたします。  
衆議院議員佐藤榮作君に対し祝意を表する決議

衆議院はノーベル賞を受けられた議員佐藤榮作君に対しその偉大な榮譽をたたえ特に院議をもつて祝意を表する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

議員請暇の件

○副議長(秋田大助君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

藤山愛一郎君から、海外旅行のため、六月二日から十三日まで十二日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(秋田大助君) 日程第一、特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長山村新治郎君。

特許法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山村新治郎君登壇〕

○山村新治郎君 ただいま議題となりました特許法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、わが国の産業技術の進歩、特許制度の国際化の進展、商標登録出願の激増等、最近における情勢の変化に対処いたしましたので、工業所有権制度の整備を図るため提案されたものであります。

その主な内容の第一は、化学物質、医薬、飲食物等の発明についても、適切な保護を図るため、これらの物質の発明について特許を与える、いわゆる物質特許制度を採用することであり、

第二は、特許請求の範囲及び実用新案登録の請求の範囲について、現行の単一の項目で記載する、いわゆる単項制から、発明の実施態様をあ

せて記載できる多項制に改めることであり、

第三は、登録商標の使用義務を強化するため、商標権の存続期間の更新登録出願の際に、過去三年以内に使用されたことのない登録商標については、更新登録を認めないこととするともに、いわゆる不使用取り消し審判について、使用の事実に関する举证責任を、審判の請求人から被請求人に転換することであり、

このほか、工業所有権制度に関するストックホルム改正パリ条約の批准に伴う関連規定を整備するとともに、特許料、登録料及び手数料の引き上げ等を行っております。

本案は、三月三十一日参議院から送付、本委員会に付託され、四月十五日河本通商産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました後、審査を重ね、五月二十八日に至り質疑を終了、採決いたしました結果、本案は、多数をもって原案のとおり可決した次第であります。

なお、本案に対し、工業所有権制度の円滑な運用を図る趣旨の附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○羽田孜君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、社会労働委員長提出、医療法の一部を改正する法律案、優生保護法の一部を改正する法律案及び薬事法の一部を改正する法律案の三案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程

昭和五十年五月二十九日 衆議院會議録第二十四号 医療法の一部を改正する法律案外二案 朗読を省略した議長の報告

し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(秋田大助君) 羽田孜君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

医療法の一部を改正する法律案(社会労働委員提出)

優生保護法の一部を改正する法律案(社会労働委員提出)

薬事法の一部を改正する法律案(社会労働委員提出)

○副議長(秋田大助君) 医療法の一部を改正する法律案、優生保護法の一部を改正する法律案、薬事法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。社会労働委員長

大野明君。

医療法の一部を改正する法律案

優生保護法の一部を改正する法律案

薬事法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○大野明君 たいだいま議題となりました三法案について、趣旨弁明を申し上げます。

まず、医療法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年における医学医療の著しい進歩に伴い、脳卒中、髄膜炎等の神経系疾患を内科的に取り扱う診療技術及び熱傷後の皮膚移植、がん治療後の再建手術等の外科的診療技術が専門分化していることにかんがみ、診療科名として、新たに、神経内科及び形成外科を加えようとするものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、優生保護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実施指導を行う者が、受胎調節のため必要な医薬品を販売することができる期間が、本年七月三十一日をもって切れることになっておりますので、この期間を、さらに五年間延長しようとするものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、薬事法の一部を改正する法律案について申し上げます。

薬事法中、薬局の開設等についての地域的制限に関する規定は、去る四月三十日最高裁判所において、違憲であるとの判決がありましたことは、御承知のとおりであります。

この規定は、昭和三十八年、第四十三回国会に

おいて制定されたものであります。本規定が、憲法第二十二条第一項に違反するとの最高裁判所の判決にかんがみ、本案は、薬局の開設等についての地域的制限に関して規定しております薬事法第六条第二項ないし第四項等の規定を削除するほか、関係規定について所要の整理を行おうとするものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 三案を一括して採決いたします。

三案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも可決いたしました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三分散会

出席國務大臣

厚生 大臣 田中 正巳君  
通商産業大臣 河本 敏夫君

○朗読を省略した議長報告

(理事補欠選任)

一、昨二十八日、農林水産委員会において、次の

とあり理事を補欠選任した。

理事 今井 勇君 (理事 渡辺美智雄君 昨二十八日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

住 栄作君

原 健三郎君

原 健三郎君

住 栄作君

社会労働委員

辞任

補欠

原 健三郎君

小林 正巳君

小林 正巳君

原 健三郎君

商工委員

辞任

補欠

山崎 拓君

谷川 和穂君

谷川 和穂君

山崎 拓君

予算委員

辞任

補欠

安里積千代君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

安里積千代君

議院運営委員

辞任

補欠

加藤 絃一君

竹中 修一君

瓦 力君

綿貫 民輔君

小沢 貞孝君

玉置 一徳君

竹中 修一君

加藤 絃一君

綿貫 民輔君 瓦 力君  
 玉置 一徳君 小沢 貞孝君  
 一、昨二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

保岡 興治君 越智 通雄君  
 越智 通雄君 保岡 興治君

大蔵委員  
 大蔵委員

文教委員

山中 吾郎君 平林 剛君  
 平林 剛君 山中 吾郎君

社会労働委員

山中 吾郎君 平林 剛君  
 平林 剛君 山中 吾郎君

瓦 力君 粕谷 茂君  
 粕谷 茂君 瓦 力君

商工委員

越智 通雄君 菅波 茂君  
 菅波 茂君 越智 通雄君

粕谷 茂君 林 義郎君  
 林 義郎君 粕谷 茂君

小山 省二君 谷川 和穂君  
 谷川 和穂君 小山 省二君

竹村 幸雄君 石野 久男君  
 石野 久男君 竹村 幸雄君

菅波 茂君 越智 通雄君  
 越智 通雄君 菅波 茂君

谷川 和穂君 小山 省二君  
 小山 省二君 谷川 和穂君

林 義郎君 粕谷 茂君  
 石野 久男君 竹村 幸雄君  
 竹村 幸雄君 石野 久男君

予算委員  
 菅波 茂君

石野 久男君 竹村 幸雄君  
 竹村 幸雄君 石野 久男君

（特別委員辞任及び補欠選任）  
 一、昨二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員  
 加藤 紘一君 綿貫 民輔君

（議案提出）  
 一、今二十九日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

医療法の一部を改正する法律案（社会労働委員  
 長提出）

優生保護法の一部を改正する法律案（社会労働  
 委員長提出）

薬事法の一部を改正する法律案（社会労働委員  
 長提出）

（条約送付）  
 一、去る二十七日、参議院に送付した条約は次の  
 とおりである。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三  
 十八表（日本国の譲許表）に掲げる譲許を修正し  
 又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の  
 結果に関する文書の締結について承認を求める

の件

（議案送付）

一、去る二十七日、参議院に送付した本院提出案  
 は次のとおりである。

文化財保護法の一部を改正する法律案

一、去る二十七日、参議院に送付した内閣提出案  
 は次のとおりである。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共  
 済組合からの年金の額の改定に関する法律等の  
 一部を改正する法律案

許可、認可等の整理に関する法律案

（答弁書受領）  
 一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領し  
 た。

衆議院議員竹内猛君提出飲用向け乳価交渉の促  
 進に関する質問に対する答弁書

飲用向け乳価交渉の促進に関する質問主意書  
 右の質問主意書を提出する。

昭和五十年五月十九日  
 提出者 竹内 猛

衆議院議長 前尾繁三郎殿

飲用向け乳価交渉の促進に関する質問主意  
 書

世界的に食糧は、人口増加、異常気象に伴い、  
 非常に不安定な状況におかれており、必要最小限  
 の食糧を自給することは、極めて重大なことであ

る。  
 牛乳・乳製品の需要については、食生活の洋風  
 化、高度化に伴い、急速に増大し、国民の食生活  
 に定着している。

他方、日本国民に動物性食品として欠くことの  
 できない水産資源については、漁獲制限等に伴い  
 ますます縮小の傾向にある。

このような情勢の中で、牛乳・乳製品の自給を  
 図ることは、国民の食糧を確保することであり、  
 極めて重要な政治課題である。

しかるに、酪農の実態は、酪農家戸数の減少と  
 共に、乳牛頭数も減少に転じ、生乳の生産は酪農  
 史上初めて、四八、四九年と二年間連続して、前  
 年度の実績を下回る酪農危機に陥っている。

このような酪農危機を打開するため、指定生乳  
 生産者団体は、当面生産者乳価の引上げを行い、  
 低落傾向に歯止めをかけたがっている。

このため、既に、二月に要求乳価を決め、政府  
 に対しては、加工原料乳保証価格の引上げと、乳業  
 者に対しては、飲用向け乳価の引上げをそれぞれ  
 要求し、加工原料乳保証価格については、政府が  
 四月一日より、一四・七％の引上げを行ってい  
 る。

他方飲用向け乳価については、取引当事者の交  
 渉に任されているが、生産者の度重なる強い値上  
 げ要求にもかかわらず、乳業者は財源難を理由と  
 して、一切応じていないのが実態である。

これをこのまま放置しておれば、酪農に見切り

昭和五十年五月二十九日 衆議院會議録第二十四号 朗読を省略した議長の報告 特許法等の一部を改正する法律案及び同報告書

をつけ、酪農家の離脱が流出し、我が国酪農が崩壊することは明らかである。

よつて、政府は、以上のごとき実態を十分勘案し、現在紛争状態に入りつつある飲用向け乳価交渉に対処しようとして対処しようとしているのか質問する。

一 加工原料乳保証価格を、四月一日より、一四・七%値上げされているが、値上げした要因は何か。

二 生乳の円滑な流通を図るため、飲用向け乳価と、加工原料乳保証価格との適正な価格バランスは、どの程度に考えているか。

三 飲用向け乳価交渉は、二月以来既に四箇月を経過しようとしているが、このまま放置すれば紛争状態に陥り、生乳並びに牛乳の生産流通上において、重大な障害が出て、社会問題化が懸念されるが、政府はこれをこのまま、放置するのか、又は、行政指導するつもりか、どうか。

四 各都道府県に、指定生乳生産者団体が設立されてからは、その連合体である、中央機関が、生乳取引上の指導を行い、さらに、各乳業者に対する乳価交渉は、各指定生乳生産者団体より委任を受けた者(全国指定団体乳価対策委員会)が行っており、毎回交渉は長期(半年以上)にわたつて難航しているのが実態である。

このため、上記の者が酪農振興法第二四条による調停又は、あつせんの項の対象者となり得るか、又なり得なければ、交渉の実態に合わせ、改正する意志があるのか。

五 生乳は、毎日生産され、かつ腐敗しやすく、長期保存が困難な性質をもっているため、生産者は、取引上極めて、不利な立場におかれている。特に、自由取引となつていく飲用向け原料乳に對し、この取引上の不利を取除くため、いかなる措置を考えているか。

昭和五十年五月二十七日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員竹内猛君提出飲用向け乳価交渉の促進に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員竹内猛君提出飲用向け乳価交渉の促進に関する質問に對する答弁書

一 について

昭和五十年度の加工原料乳保証価格については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号。以下「暫定法」という。第十一條第一項の規定に基づき、生産される生乳の相当部分が加工原料乳である地域における生乳の再生産を確保することを旨として生乳の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して、飼育労働費、流通飼料費、飼料作物費等の増加を反映するよう一キログラム当たり八〇円二九銭(前年度比一四・七%アップ)としたものである。

二 について

加工原料乳保証価格は、加工原料乳の主要な生産地域における生乳の再生産の確保を旨として農林大臣が定めているが、飲用向け乳価は、生産者と乳業者の間で飲用向けられる生乳の生産条件、牛乳の需給事情その他の経済事情を考慮しつつ自主的に形成されているので、保証価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

三 について

飲用向けの乳価については、従来から生産者と乳業者の間で飲用向けられる生乳の生産条件、牛乳の需給事情その他の経済事情を考慮して自主的に形成されてきており、今回の飲用向け乳価についても、現段階では当事者間で円満に解決されることを期待し、今後交渉の推移を見守つてまいりたい。

四 について

酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号。以下「酪振法」という。第二十四條の規定に基づき、農林大臣の調停は、同法第二十条の規定により、当事者(委任を受けた者を含む。)が都道府県知事に調停の申請をした後、知事が農林大臣に申し出た場合に、必要に応じ、行うものであり、この手続を経ずに直接農林大臣に調停を申し

し出ることとはできないこととなつていく。

また、飲用向け乳価は、地域の事情に応じて形成され、したがつて紛争も地域の実情に応じて解決されることが望ましいので、このような考え方に立つ現行のあつせん又は調停に関する仕組を変える必要性は、乏しいと考える。

五 について

暫定法に基づき、各都道府県の区域ごとに知事が一の生乳生産者団体を指定することにより、生産者団体による生乳の共同販売体制の強化を図るほか、酪振法に基づき、生乳等取引契約の文書化等を推進するとともに、行政庁による紛争のあつせん又は調停等を行うこととし、生乳取引の特質に即し、生産者団体の強化に配慮しているところである。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る二十七日、内閣から、衆議院議員嶋崎謙君提出石川県下における北陸機械・オリエンタルチェーン・金産自工の労使紛争に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十年六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

特許法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年三月三十一日

参議院議長 河野 謙三

衆議院議長 前尾繁三郎殿

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)

の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「定」を「定め」に改め、同項第二号中「申立」を「申立て(第六十五條第一項において準用する第五十五條第一項の申立てを含む。)」に改める。

第十七條第一項ただし書中「千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約を、千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約」に、及び第六十四條を、第十七條の三及び第六

十四條」に改める。

第十七條の二の次に次の一條を加える。

第十七條の三 出願公告後に拒絶をすべき旨の査定を受けた特許出願人は、第二百一十一條第一項の審判を請求するときは、その審判の請求の日から三十日以内に限り、その査定の原因に示す事項について、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができ、ただし、その補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の釈明

2 第二百六十六條第二項の規定は前項ただし書の場合に準用する。

第三十一條第二号中「又はその物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明」を、その物を使用する方法の発明、その物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明又はその物の特定の性質を専ら利用する物の発明」に改める。

第三十二條中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とする。

第三十六條第五項に次のただし書を加える。  
ただし、その発明の実施態様を併せて記載することを妨げない。

第三十六條第六項を次のように改める。

6 前項の規定による特許請求の範囲の記載

は、通商産業省令で定めるところにより、しななければならない。

第三十八條ただし書第二号中「又はその物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明」を、その物を使用する方法の発明、その物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明又はその物の特定の性質を専ら利用する物の発明」に改める。

第四十二條中「添付し」を「添付し」に、「第六十四條」を「第十七條の三又は第六十四條」に改める。

第四十九條第三号中「若しくは第五項」を「から第六項まで」に、「みだし」を「満たし」に改める。  
第五十五條第一項中「申立」を「申立て」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その特許出願に係る発明が第三十條各号に掲げる発明に該当しないこと又はその特許出願が第三十六條第六項若しくは第三十八條に規定する要件を満たしていないことを理由としては、特許異議の申立てをすることができない。

第六十九條に次の一項を加える。

3 二以上の医薬(人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物をいう。以下この項において同じ)を混合することにより製造されるべき医薬の発明又は二以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に係る特

許権の効力は、医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する行為及び医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する医薬には、及ばない。

第九十二條第四項中「第二項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

第九十二條第三項中「前項」を「第三項又は前項」に改め、「他人」の下に「又は特許権者若しくは専用実施権者」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第七十二條の他人は、第七項において準用する第八十四條の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。

第九十二條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の協議を求められた第七十二條の他人は、その協議を求めた特許権者又は専用実施

権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は実用新案権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする特許発明の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができ

る。  
第九十四条第一項、第二項及び第四項中「第九十二条第二項」を「第九十二条第三項若しくは第四項」に、「第九十二条第二項」を「第九十二条第三項」に、「第三十二条第二項」を「第三十二条第三項」に改める。

第七十七条第一項の表の金額の欄中「七百元」及び「八百円」を「千五百円」に、「千五百円」を「二千二百円」に、「千二百円」を「千三百円」に、「二千二百円」及び「千三百円」を「四千五百円」に、「四千五百円」を「九千円」に、「九千円」を「一万八千円」に改める。

第二百三十三条第一項中「特許請求の範囲が」を「特許請求の範囲に記載された」に改め、同項第一号中、「第三十一条」を削り、同項第三号中「みだし」を「満たし」に改める。

第三百三十九条第一号中「特許異議申立人」の下に「(第六百六十五条第一項において準用する第六百六十五条第一項の申立てをした者を含む。以下同じ。)」を加える。

第六百五十五条第三項中「特許請求の範囲が」を「特許請求の範囲に記載された」に改める。

第六百五十九条第一項中「とあるのは、」を「と

あるのは」に、「と読み替える」を」と、第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは「第十七条の三又は第六十四条(第六百五十九条第二項及び第三項並びに第六百六十一条の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。)」と読み替える」に改め、同条第五項中「申立て」を「申立て」に改め、同項に後段として次のように加える。

第六百六十一条の三第三項において準用する第五十五条第一項の申立てがあつた場合において、審査官が第六百六十一条の四第二項の規定により第六百六十一条の三第三項において準用する第五十八条第一項の決定をすることができないときも、同様とする。

第六百六十一条の三第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十四条第一項中第六十四条とあるのは、「第十七条の三又は第六十四条(第六百六十一条の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

第六百六十一条の三に次の一項を加える。

4 前条の規定による審査で審査の請求を理由があるとする場合において、その特許出願について既に出願公告があつたときは、前項の規定にかかわらず、更に出願公告をすることなく、特許をすべき旨の査定をしなければならない。

第六百六十一条の四第一項中「前条第三項にお

いて準用する第六十条又は第六十二条の規定により」を「第六百六十一条の二の規定による審査において」に改める。

第八十三条(見出しを含む。)中「訴」を「訴え」に、「同条第一項中「第九十二条第二項」を「第九十二条第三項若しくは第四項」に改める。

第八十四条中「訴」を「訴え」に改め、同条第一号中「第八十三条第二項」の下に、「第九十二条第四項」を加え、同条第二号中「第九十二条第二項」を「第九十二条第三項」に改める。

第八十五条(見出しを含む。)中「特許請求の範囲が」を「特許請求の範囲に記載された」に改め、「若しくは第三号」を削る。

第九十三条第二項第一号中「取下」を「取下げ」に改め、同項第四号及び第四号の二中「添付し」を「添付し」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第六百六十一条の二の規定による審査における特許をすべき旨の査定(出願公告後にした第六百二十一条第一項の審査の請求に係るものに限る。)

第九十三条第二項第六号及び第七号中「取下」を「取下げ」に改め、同項第八号中「訴」を「訴え」に改める。

別表中「別表」を「別表(第九百九十五条関係)」に改め、同表第一号中「四百五十円」を「千円」に改め、同表第二号及び第三号中「千二百円」を「二千四百円」に改め、同表第四号中「二千円」を「四

千円」に改め、同表第四号の二中「七千円」を「一万四千円」に、「千円」を「二千円」に改め、同表第五号中「申立て」を「申立て(請求公告に係る異議の申立てを含む。)」に、「千二百円」を「二千四百円」に改め、同表第六号中「四千五百円」を「九千円」に改め、同表第七号中「六千円」を「一万二千円」に改め、同表第八号中「取消し」を「取消し」に、「三千円」を「六千円」に改め、同表第九号中「三千円」を「六千円」に改め、同表第十号中「六千円」を「一万二千円」に改め、同表第十一号中「三百円」を「六千円」に改め、同表第十二号中「百二十円」を「四百四十円」に、「四百四十円」を「九千円」に、「七百五十円」を「千五百円」に、「九千円」を「百八十円」に改め、同表第十三号中「百二十円」を「二百四十円」に、「六十円」を「百二十円」に改め、同表第十四号中「百二十円」を「二百四十円」に改める。

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項に次のただし書を加える。

ただし、その考案の実施態様を併せて記載することを妨げない。

第五条に次の一項を加える。

5 前項の規定による実用新案登録請求の範囲の記載は、通商産業省令で定めるところにより、しなければならない。

第十一条第三号中「若しくは第四項」を「から

第五項までに、「みだし」を「満たし」に改める。

第十三条の二第一項中「千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十一年六月二日にロンドンで、千九百一十四年六月二日にロンドンで、及び千九百一十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約」を「千九百一十二年四月十四日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十四年六月二日にロンドンで、及び千九百一十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約」に改める。

第二十二條第四項中「第二項」を「第三項又は第四項に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

第二十二條第三項中「前項」を「第三項又は前項」に改め、「他人の下に」又は「又は実用新案権者若しくは専用実施権者」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をする

ことができな場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第十七條の他人は、第七項において準用する特許法第八十四條の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。

2 前項の協議を求められた第十七條の他人は、その協議を求めた実用新案権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は特許権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする登録実用新案の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

第二十四條第一項、第二項及び第四項中「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項若しくは第四項」に、「第九十二條第二項」を「第九十二條第三項」に、「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項」に改める。

第二十六條中「第六十九條から第七十一條まで」を「第六十九條第一項及び第二項、第七十條、第七十一條」に改める。

第三十一條第一項第一号中「九百円」を「二千円」に改め、同項第二号中「千八百円」を「四千円」に改め、同項第三号中「三千六百円」を「八千

円」に改める。

第四十八條(見出しを含む。)中「訴え」を「訴え」に改め、同条第一項中「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項若しくは第四項」に改める。

別表中「別表」を「別表第五十四條関係」に改め、同表第一号中「千五百円」を「三千円」に改め、同表第二号中「四百五十円」を「九千円」に改め、同表第三号中「申立」を「申立て(請求公告に係る異議の申立てを含む。)」に、「六百円」を「二千

千円」に改め、同表第五号中「六千円」を「一万二千円」に改め、同表第六号中「取消」を「取消し」に、「三千円」を「六千円」に改め、同表第七号中「四百五十円」を「千円」に改め、同表第八号及び

第九号中「六千円」を「一万二千円」に改め、同表第十号中「六百円」を「千二百円」に改め、同表第十一号中「三百円」を「六百円」に改め、同表第十二号中「百二十円」を「二百四十円」に、「四千五百円」を「九千円」に、「七百五十円」を「千五百円」に、「九十円」を「百八十円」に改め、同表第十三号中「百二十円」を「二百四十円」に、「六十円」を「百二十円」に改め、同表第十四号中「百二十円」を「二百四十円」に改める。

(意匠法の一部改正)

第三條 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第四項中「第二項」を「第三項又は

第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

第三十三條第三項中「前項」を「第三項又は前項」に改め、「他人の下に」又は「意匠権者若しくは専用実施権者」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第二十六條の他人は、第七項において準用する特許法第八十四條の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。

第三十三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の協議を求められた第二十六條の他人は、その協議を求めた意匠権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする登録意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において、通常実施権の許諾について

協議を求めることができる。

第三十四条中「前条第二項」を「前条第三項若しくは第四項」に、「第九十二条第二項」を「第九十二条第三項」に、「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に改める。

第三十六条中「第六十九条」を「第六十九条第一項及び第二項」に改める。

第四十二条第一項第一号中「九百円」を「二千円」に改め、同項第二号中「千八百円」を「四千円」に改め、同項第三号中「三千六百円」を「八千円」に改め、同条第二項中「九百円」を「二千円」に改める。

第六十条(見出しを含む。)中「訴」を「訴え」に、同条第一項中「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項又は第四項」に改め、同条第二項中「第八十四條第二号」を「第八十四條」に改める。

別表中「別表」を「別表(第六十七條關係)」に改め、同表第一号中「千二百円」を「三千六百円」に、「六百円」を「千八百円」に改め、同表第二号中「六百円」を「千二百円」に、「三百円」を「六百円」に改め、同表第三号中「三百円」を「六百円」に改め、同表第四号中「六百円」を「千二百円」に、「三百円」を「六百円」に改め、同表第五号中「四千五百円」を「九千円」に改め、同表第六号中「六千円」を「一万二千円」に改め、同表第七号中「取消」を「取消し」に、「三千円」を「六千円」に改め、同表第八号中「四百五十円」を「千円」に改め、同表第九号及び第十号中「六千円」を「一万

二千円」に改め、同表第十一号中「六百円」を「千二百円」に、「三百円」を「六百円」に改め、同表第十二号中「三百円」を「六百円」に改め、同表第十三号中「百二十円」を「二百四十円」に、「四百五十円」を「九千円」に、「七百五十円」を「千五百円」に、「九十円」を「百八十円」に改め、同表第十四号中「百二十円」を「二百四十円」に、「六十円」を「百二十円」に改め、同表第十五号中「百二十円」を「二百四十円」に改める。

(商標法の一部改正)

第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号を次のように改める。

二 パリ条約(千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)の同盟国の国旗を除く。であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標  
第九條第一項中「千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、

千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)を削る。

第十九條第二項を次のように改める。

2 商標権の存続期間は、更新登録の出願により更新することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。  
一 その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつてるとき。

二 更新登録の出願前(次条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、同条第二項に規定する期間の満了前)三年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもがいずれの指定商品についてもその登録商標(その登録商標と相互に連合商標となつて他の登録商標があるときは、当該登録商標及び当該他の登録商標)の使用をしていないとき。

第十九條に次の一項を加える。

3 前項ただし書第二号に掲げる場合において、その指定商品についてその登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があるときは、同号の規定は、適用しない。  
第二十條の次に次の一条を加える。

第二十條の二 更新登録の出願をする者は、次に掲げる書類のいずれかをその出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。  
一 その出願が第十九條第二項ただし書第二号に該当するものでないことを証明するた

め必要な書類

二 第十九條第三項に規定する正当な理由があることを明らかにするため必要な書類

第二十一條第一項第一号中「第十九條第二項ただし書の規定」を「第十九條第二項ただし書第一号」に改め、同項第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
二 その出願が、前条の規定により提出された同条第一号に掲げる書類によつては第十九條第二項ただし書第二号に該当するものでないとは認められないとき、又は前条の規定により提出された同条第二号に掲げる書類によつては第十九條第三項に規定する正当な理由があるとは認められないとき。

第四十條第一項中「一万二千円」を「二万四千円」に改め、同条第二項中「二万二千五百円」を「四万五千円」に改める。

第四十九條中「更新登録が」の下に「第十九條第二項ただし書第一号の規定に違反してされたとき、又は商標権の存続期間の更新登録が」を加える。

第五十條第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削



る。

2 前項の審判の請求があつた場合において  
 は、その審判の請求の登録前三年以内に日本  
 国内において商標権者、専用使用権者又は通  
 常使用権者のいずれかがその請求に係る指定  
 商品のいずれかについての登録商標（その登  
 録商標と相互に連合商標となつている他の登  
 録商標があるときは、当該登録商標又は当該  
 他の登録商標）の使用をしてゐることを被請  
 求人が証明しない限り、商標権者は、その指  
 定商品に係る商標登録の取消しを免れない。  
 ただし、その指定商品についてその登録商標  
 の使用をしていないことについて正当な理由  
 があることを被請求人が明らかにしたとき  
 は、この限りでない。

第五十六條第二項中、「第四十八條第一項又  
 は第五十條第一項」を「又は第四十八條第一項」  
 に改める。  
 第六十八條第三項中「から第二十三條まで」  
 を、「第十九條第一項及び第二項（同項ただし書  
 第二号を除く。）、第二十條、第二十一條第一項  
 第一号及び第三号並びに第二項、第二十二條、  
 第二十三條に、「及び次条」を「並びに第六十九  
 條に、「基く」を「基づく」に、「第十九條第二項  
 ただし書の規定」を「第十九條第二項ただし書第  
 一号」に改める。

第七十條第一項中「第二十五條」を「第十九條  
 第二項ただし書第二号若しくは第三項、第二十

五條」に改める。

別表中「別表」を「別表（第七十六條關係）」に改  
 め、同表第一号中「基く」を「基づく」に、「二千  
 円」を「一万円」に、「四千元」を「二万円」に改め、  
 同表第二号中「二千二百円」を「二千四百円」に改  
 め、同表第三号中「申立」を「申立て」に、「十二  
 百元」を「二千四百円」に改め、同表第四号中「四  
 千五百円」を「九千元」に改め、同表第五号中「四  
 百五十円」を「千元」に改め、同表第六号及び第  
 七号中「六千元」を「一万二千元」に改め、同表第  
 八号中「三百円」を「六百元」に改め、同表第九号  
 中「百二十円」を「二百四十円」に、「四千五百円」  
 を「九千元」に、「七百五十円」を「千五百円」に、  
 「九十円」を「百八十円」に改め、同表第十号中  
 「百二十円」を「二百四十円」に、「六十円」を「百  
 二十円」に改め、同表第十一号中「百二十円」を  
 「二百四十円」に改める。  
 （不正競争防止法の一部改正）  
 第五條 不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）  
 の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「千九百一十一年六月二日にワシント  
 ラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシント  
 ンで、千九百一十一年十一月六日にヘーグで、  
 千九百一十四年六月二日にロンドンで、及び千  
 九百一十八年十月三十一日にリスボンで改正さ  
 れた工業所有権の保護に関する千八百八十三年  
 三月二十日のパリ条約」を「千九百一十二年四月  
 一日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワ

シントンで、千九百一十五年十一月六日にヘー  
 グで、千九百一十四年六月二日にロンドンで、  
 千九百一十八年十月三十一日にリスボンで及び  
 千九百一十七年七月十四日にストックホルムで  
 改正された工業所有権の保護に関する千八百八  
 十三年三月二十日のパリ条約」に改める。

附則

（施行期日）  
 第一條 この法律は、昭和五十一年一月一日から  
 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
 当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條の規定中特許法第七條第一項の表  
 の改正規定及び同法別表の改正規定、第二條  
 の規定中実用新案法第三十一條第一項の改正  
 規定及び同法別表の改正規定、第三條の規定  
 中意匠法第四十二條第一項及び第二項の改正  
 規定並びに同法別表の改正規定、第四條の規  
 定中商標法第四十條第一項及び第二項の改正  
 規定並びに同法別表の改正規定並びに次條  
 第二項、附則第三條第二項及び第四條の規  
 定 公布の日
- 二 第一條の規定中特許法第十七條第一項た  
 だし書の改正規定（及び第六十四條を）、第十  
 七條の三及び第六十四條」に改める部分を除  
 く。）、第二條の規定中実用新案法第十三條の二  
 第一項の改正規定、第四條の規定中商標法第  
 四條第一項第二号及び第九條第一項の改正規  
 定並びに第五條の規定 千九百一十二年四月

日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日に  
 ワシントンで、千九百一十五年十一月六日に  
 ヘーグで、千九百一十四年六月二日にロンド  
 ンで、千九百一十八年十月三十一日にリスボ  
 ンで及び千九百一十七年七月十四日にスト  
 ヲホルムで改正された工業所有権の保護に関  
 する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第  
 二十條(ロ)の規定による同条約第一條から第  
 十二條までの規定の効力の発生の日  
 三 第四條の規定中商標法第十九條第二項の改  
 正規定、同條に一項を加える改正規定、第二  
 十條の次に一項を加える改正規定並びに第  
 十一條第一項、第四十九條、第六十八條第三  
 項及び第七十條第一項の改正規定並びに附則  
 第五條第二項の規定 公布の日から起算して  
 三年を経過した日  
 （特許法の改正に伴う経過措置）  
 第二條 この法律の施行の際現に特許庁に係属し  
 ている特許出願については、改正後の特許法第  
 百九十五條第一項の規定により納付すべき手  
 料を除き、その特許出願について査定又は審決  
 が確定するまでは、なお従前の例による。

2 前条ただし書第一号に定める日前に既に納  
 付し、又は納付すべきであつた特許料につい  
 ては、改正後の特許法第七條第一項の規定  
 にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした特許出願に係る特  
 許の無効の理由については、なお従前の例に

よる。

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

第三条 前条第一項の規定はこの法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願に、前条第三項の規定はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録の無効の理由に準用する。

2 前条第二項の規定は、附則第一条ただし書第一号に定める日前に既に納付し、又は納付すべきであつた登録料に準用する。

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第二項の規定は、附則第一条ただし書第一号に定める日前に既に納付した登録料に準用する。

(商標法の改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標法第五十条第一項の審判については、なお従前の例による。

2 附則第二条第一項の規定は附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の際現に特許庁に係属している商標権の存続期間の更新登録の出願に、附則第二条第三項の規定は商標権の存続期間の更新登録の出願であつて同号に定める日前にしたものに係る更新登録の無効の理由に準用する。

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、我が国産業技術の進歩、工業所有権制度の国際化の進展、商標登録出願の増加等、最近における情勢の変化に対処するため、化学物質等の特許制度の採用、特許出願等についての多項制の採用及び登録商標の使用義務の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 物質特許制度の採用に関する改正

(1) 物質特許制度の採用

飲食物及び嗜好物、医薬及び医薬の混合方法並びに化学方法により製造されるべき物質の発明については、特許を受けることができることとする。(これらの発明は特許を受けることができない旨の現行規定を削除する。)

(2) 医薬に係る特許権の効力の範囲

医薬の混合方法等の発明に係る特許権の効力は、医師又は歯科医師の処方せんによる調剤行為及び調剤医薬には及ばないこととする。

(3) 先願と後願の特許権者相互間におけるクロスライセンズの裁定請求

自己の特許発明を実施するための通常実施権の設定について特許庁長官に裁定を請求する場合において、後願特許権者から、先願特許権者等の実施権の許諾についての

裁定請求があつた場合には、先願特許権者等は、一定期間内に限り、逆に、後願特許権の実施権の許諾について裁定を請求することができることとする。

2 多項制の採用に関する改正

(1) 特許請求の範囲に係る多項制の採用

特許請求の範囲には、発明の構成に欠くことができない事項のほか、その発明の実施態様を併せて記載することができることとする。

(2) 追加特許及び併合出願の要件の拡大

物の発明の場合における追加の特許の要件及び併合出願の要件に、その物の使用方法又はその物の特性を利用する物の発明(いわゆる用途発明)を加える。

(3) 特許異議の申立の制限

追加特許の要件、特許請求範囲の記載方式又は併合出願の要件等の形式要件を満たさないことを理由とする特許異議の申立はできないこととする。

(4) 出願公告後の拒絶査定に対する不服審判の請求時の補正

出願公告後にされた拒絶査定に対する不服審判を請求するときに、期間と範囲を限り、明細書等について補正をすることができることとする。

その補正があつた審判請求についても審査前置制をとることとする。

(5) 実用新案法の改正

実用新案法についても特許法の改正に準ずる改正を行う。

3 登録商標の使用義務の強化

(1) 不使用の登録商標の更新拒絶

商標権の存続期間の更新登録の出願時に、その出願に係る登録商標の使用状況を審査し、その出願前三年以内に使用されていないものについては、更新を認めないこととする。

(2) 登録商標の使用に関する準証責任の転換

継続して三年以上使用されていない登録商標の取消しについての審判請求があつた場合、その登録商標の使用に関する準証責任を審判の被請求人に転換することとする。

4 ストックホルム改正パリ条約の批准に伴う関係法律の整備

ストックホルムで改正された工業所有権の保護に関するパリ条約の批准に伴い、新条約の規定が適用されるよう、特許法、実用新案法、商標法及び不正競争防止法において引用されているパリ条約の名称を改める。

5 料金の引上げ

特許、実用新案、意匠及び商標について、特許料又は登録料及び出願手数料等の手数料

の引上げを行う。

6 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。ただし、料金の引上げに関する規定は公布の日から、改正バリ条約に関する規定は同条約の実体規定の発効日から、商標権の存続期間の更新に関する規定は公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。

(2) 経過措置

特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の改正に伴うそれぞれの経過措置を規定する。

二 議案の可決理由

本案は、我が国産業技術の進歩等、最近における情勢の変化に対処して、工業所有権制度を整備するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十年五月二十八日

商工委員長 山村新治郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

特許法等の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、内外における諸情勢の進展に即応して工業所有権制度を円滑に運用するため、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 特許情報の激増に対処し、その効率的利用を図るため、特許庁における分類審査機能の強化及び審査資料の収集整理についての改善を含め、情報処理業務と機構の拡充を図り、特に公開報の内容及び発行の態様につき早急に再検討を加え、必要な法的措置を速やかに国会に提案すること。

なお、(財)日本特許情報センターは、新規性調査機関として、必ずしも所期の目的に合致していない実情にかんがみ、そのあり方を再検討し、必要な強化拡充措置を講ずること。

二 審査・審判及び事務処理に従事する職員を増員、その待遇改善、庁舎設備等執務環境の整備並びに職員研修制度の強化等を早急に行い、有能な人材の育成と確保に努めること。また、工業所有権制度の国際化に対応し得るよう、専門の職員を確保すること。

三 物質特許制度のもとで、特許権を利用した市場支配力の拡大、技術の独占による国民生活及び中小企業に対する不利益等の弊害が生ずることのないよう、速やかに具体的措置を検討し、必要な措置を講ずること。

特に、通常実施権の設定の裁定は、請求から

裁定まで六ヶ月以内において行うよう万全の措置を講ずること。

四 多項制の採用に当たっては、特許請求の記載方法と解釈の明確化、運用基準の確立及びこれらの内容の周知徹底を図ることにより、その円滑な運用に努めること。

五 特許料等の値上げに当たっては、その納付が困難なために権利の取得ができない事態を招かないよう減免・猶予について配慮し、各手数料特に商標登録出願手数料の金額を定める政令の制定に当たっては、出願人に急激な負担増をもたらすことのないように配慮するとともに、値上げに伴う増収分は、あげて特許情報管理の充実等特許行政を強化するための経費に充当するよう努めること。

六 多項制に関する規定並びに学校法人、宗教法人の標準、サービスマーク及びソフトウェアの法的保護のほか、工業所有権制度の基本問題に対する検討を速やかに行うこと。

医療法の一部を改正する法律案  
右の議案を提出する。

昭和五十年五月二十九日

提出者

社会労働委員長 大野 明

医療法の一部を改正する法律

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を

次のように改正する。

第七十条第一項第二号中「神経科」の下に「(又は神経内科)」を、「整形外科」の下に「形成外科」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

近年における医学医術の著しい進歩に伴い、脳卒中、髄膜炎等の神経系疾患を内科的に取り扱う診療技術及び熱傷後の皮膚移植、がん治療後の再建手術等の外科的診療技術が専門分化していることにかんがみ、診療科名として神経内科及び形成外科を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

優生保護法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十年五月二十九日

提出者

社会労働委員長 大野 明

優生保護法の一部を改正する法律

優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の

一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「昭和五十年七月三十一日」を「昭和五十五年七月三十一日」に改める。

昭和五十年五月二十九日 衆議院會議録第二十四号 薬事法の一部を改正する法律案

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期間を五年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

薬事法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十年五月二十九日

提出者

社会労働委員長 大野 明

薬事法の一部を改正する法律

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項から第四項までを削る。

第二十六条第二項ただし書中「同条第一項第一号の二及び第二項から第四項まで」を「同条第一号の二」に改め、同条第四項中「第六条第一項第一号の二及び第二項から第四項まで」を「第六条第一号の二」に改める。

第二十八条第三項第二号中「第六条第一項第二号」を「第六条第二号」に改め、同条第四項を削る。

る。

第三十条第二項第一号中「第六条第一項第二号」を「第六条第二項」に改める。

第七十二条中「第六条第一項第一号」を「第六条第一号」に改める。

第七十二条の二中「第六条第一項第一号の二」を「第六条第一号の二」に改める。

第七十五条第一項中「第六条第一項第二号」を「第六条第二号」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

薬事法中薬局の開設等についての地域的制限に関する規定は憲法違反であるとの最高裁判所判決があつたことにかんがみ、これらの規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二四四二一(大代)